社会福祉法人現況報告書
平成 27 年4月1日現在

Ⅰ 基本情報

所轄庁	都道府県								
法人名	社会福祉法人　豊誠会	主たる事務所の所在地	〒 501 － 6019	羽島郡岐南町みやまち4-96	電話番号	058 － 271 4424	FAX番号	058 － 271 － 4424	
ホームページアドレス	http://ginansakurahoikuen.com/	メールアドレス	ginansakurahoikuen@beach.ocn.ne.jp	設立認可年月日	平成21年3月23日	設立登記年月日	平成21年3月23日		

代表者	氏名	年齢		住所		職業	就任年月日
		公表/非公表		公表/非公表			
	理事長　小関　誠	公表		公表			平成21年4月1日

Ⅱ 事業

社会福祉事業		種類	施設名・事業所名	公表/非公表	所在地	事業開始年月日	定員	実施形態 各分野の事業が同一施設(敷地)で実施	実施形態 全ての事業が同一施設(敷地)で実施
児童福祉	第一種								
	第二種	保育所	岐南さくら保育園	公表	羽島郡岐南町みやまち4-96	平成21年4月1日	130		
		保育所	岐南さくら南保育園	公表	羽島郡岐南町みやまち4-96	平成24年4月1日	220		
		一時預かり事業	岐南さくら保育園	公表	羽島郡岐南町みやまち4-96	平成21年4月1日	10		
		地域子育て支援拠点事業	リフレッシュママサロン	公表	羽島郡岐南町みやまち4-96	平成21年4月1日			
		放課後児童健全育成事業	岐南町東小学童保育	公表	羽島郡岐南町野中1-121	平成23年4月1日	40		
		放課後児童健全育成事業	岐南町西小学童保育	公表	羽島郡岐南町みやまち4-125	平成23年4月1日	40		
		放課後児童健全育成事業	岐南町北小学童保育	公表	羽島郡岐南町八剣5-90-1	平成23年4月1日	40		
老人福祉	第一種								
	第二種								
障害者福祉	第一種								
	第二種								
その他	第一種								
	第二種								

	種類（番号を記載）	施設名・事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模（定員）
公益事業	6	岐南町通園療育ルーム	羽島郡岐南町みやまち4丁目96番地	平成21年4月1日	30名

1　必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業
2　必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等を支援する事業
3　入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業
4　日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業
5　入所施設からの退院・退所を支援する事業
6　子育て支援に関する事業
7　福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業
8　ボランティアの育成に関する事業
9　社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等）
10　社会福祉に関する調査研究等
11　事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業
12　介護保険法の居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施地域支援事業を市町村から受託する事業
13　有料老人ホーム
14　社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等を経営する事業
15　公益的事業を行う団体に事務所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業
16　その他（　　）

	種類（番号を記載）	施設名・事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模（定員）
収益事業					

1　法人の所有する不動産を活用して行う貸ビル
2　駐車場の経営
3　公共的、公共的施設内の売店の経営
4　その他　（　　）

	種類（番号を記載）	施設名・事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模（定員）
その他の事業					

1　介護保険、障害福祉サービス等における低所得者の利用者負担減免
2　地域の単身高齢者等を対象とした見守り・配食サービス等の実施
3　地域の単身高齢者等を対象とした各種相談事業の実施
4　災害時における各種支援活動の実施
5　貧困・生活困窮者等を対象とした住宅の斡旋、食事提供等の生活支援の実施
6　他法人との連携による人材育成事業
7　その他　（　　）

Ⅲ 組織

理事	定員	現員
	7	7

役職	氏名	職業	任期	親族等特殊関係者の有無			資格				施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者	理事報酬（職員と兼務の場合は支給方法）				理事会への出席回数
				親族	他の社会福祉法人の役員	その他	社会福祉事業の学識経験者	地域の福祉関係者	施設長	その他		理事報酬・職員給与ともに支給	理事報酬のみ支給	職員給与のみ支給	支給なし	
理事長	小関　誠		平成27年4月1日 ～ 平成29年3月31日		○			○					○			5
副理事長	非公表		平成27年4月1日 ～ 平成29年3月31日							○				○		5
理事			平成27年4月1日 ～ 平成29年3月31日							○			○			5
理事			平成27年4月1日 ～ 平成29年3月31日					○					○			5
理事			平成27年4月1日 ～ 平成29年3月31日							○			○			5
理事			平成27年4月1日 ～ 平成29年3月31日					○					○			4
理事			平成27年4月1日 ～ 平成29年3月31日				○						○			
理事			平成25年4月1日 ～ 平成27年3月31日				○						○			5

監事	定員	現員
	2	2

氏名	職業	任期	資格							施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者	監事報酬		理事会への出席回数
			財務諸表等を監査し得る者				社会福祉事業の学識経験者	地域の福祉関係者	その他		支給あり	支給なし	
			公認会計士、税理士	弁護士	会社等の監査役、経理責任者等	その他							
非公表		平成27年4月1日 ～ 平成29年3月31日			○						○		5
		平成27年4月1日 ～ 平成29年3月31日						○			○		5

評議員	定員	現員
	15	15

氏名	職業	任期	親族等特殊関係者の有無			理事の親族	資格						施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者	理事との兼務	職員との兼務	評議員会への出席回数
			親族	他の社会福祉法人の役員	その他		社会福祉事業の学識経験者	地域の福祉関係者	地域の代表者	施設長	利用者の家族の代表	その他				
非公表		平成27年4月1日 ～ 平成29年3月31日						○	○					○		5
		平成27年4月1日 ～ 平成29年3月31日		○								○		○	○	5
		平成27年4月1日 ～ 平成29年3月31日										○		○		5
		平成27年4月1日 ～ 平成29年3月31日						○						○		5
		平成27年4月1日 ～ 平成29年3月31日										○		○		5
		平成27年4月1日 ～ 平成29年3月31日					○							○		4
		平成27年4月1日 ～ 平成29年3月31日					○							○		
		平成25年4月1日 ～ 平成27年3月31日					○							○		5
		平成27年4月1日 ～ 平成29年3月31日						○								5
		平成27年4月1日 ～ 平成29年3月31日							○							5
		平成27年4月1日 ～ 平成29年3月31日						○								5
		平成27年4月1日 ～ 平成29年3月31日						○								5
		平成27年4月1日 ～ 平成29年3月31日						○								5
		平成27年4月1日 ～ 平成29年3月31日													○	5
		平成27年4月1日 ～ 平成29年3月31日						○								4
		平成27年4月1日 ～ 平成29年3月31日								○					○	5

施設長	施設名	氏名	就任年月日	法令等に定める資格の有無
	岐南さくら保育園	林　栄子	平成26年4月1日	有
	岐南さくら南保育園	後藤　留美子	平成25年4月1日	有

職員	常勤専従	常勤兼務		非常勤	
			換算数		換算数
法人本部					
施設	30			58	27

理事会	開催年月日	出席者数	書面出席者数	監事出席の有無	決議事項
	平成26年5月27日	6		有	1.平成25年度事業報告・決算報告　2.平成26年度整備計画　3.児童発達支援事業　4.定款変更　5.赤い羽根共同募金
	平成26年10月3日	7		有	1.平成26年度整備　2.児童発達支援事業　3.経理規程変更　4.平成26年度補正予算
	平成26年10月27日	7		有	1.平成26年度整備　2.児童発達支援事業
	平成26年11月25日	7		有	1.平成26年度補正予算　2.児童発達支援事業
	平成27年3月25日	7		有	1.平成26年度補正予算　2.平成27年度事業計画・当初予算　3.児童発達支援事業　4.各種規程変更変更　5.評議員改選

	開催年月日	出席者数	監事出席の有無	決議事項
評議員会	平成26年5月27日	14	有	1.平成25年度事業報告・決算報告　2.平成26年度整備計画　3.児童発達支援事業　4.定款変更　5.赤い羽根共同募金
	平成26年10月3日	15	有	1.平成26年度整備　2.児童発達支援事業　3.経理規程変更　4.平成26年度補正予算
	平成26年10月27日	15	有	1.平成26年度整備　2.児童発達支援事業
	平成26年11月25日	15	有	1.平成26年度補正予算　2.児童発達支援事業
	平成27年3月25日	14	有	1.平成26年度補正予算　2.平成27年度事業計画・当初予算　3.児童発達支援事業　4.各種規程変更変更　5.役員改選

	監査年月日	監査者	監査報告の有無	指摘事項	改善事項
監事監査	平成27年5月20日	非公表	有	無し	無し

Ⅳ 資産管理

平成 27 年3月31日現在

不動産の所有状況		所在地	面積	評価額(千円)	担保提供の状況				
					提供年月日	借入額(千円)	借入先	償還期限	所轄庁の承認の有無
基本財産	土地								
	建物	羽島郡岐南町みやまち4丁目96番地、95番地	978.21㎡	74,013					
		羽島郡岐南町みやまち4丁目96番地、95番地	252.00㎡	63,069					
		羽島郡岐南町徳田6丁目15番地、16番地、17番地	1012.20㎡	271,270					
		羽島郡岐南町徳田6丁目15番地、16番地、17番地	173.82㎡	56,836					
運用財産	土地								
	建物								
公益事業用財産	土地								
	建物								
収益事業用財産	土地								
	建物								

Ⅴ その他

		定款	役員名簿	評議員名簿	財産目録	事業計画書	事業報告書	役員報酬規程	第三者評価結果	苦情処理結果
情報公開	インターネット	法人HP	公表していない	公表していない	法人HP	法人HP	法人HP	法人HP	所轄庁HP	
	広報誌									
	新聞									

平成 27 年4月1日現在

		前々年度の財務諸表			前年度の財務諸表					
		貸借対照表	資金収支計算書	事業活動計算書(事業活動収支計算書)	貸借対照表		資金収支計算書		事業活動計算書(事業活動収支計算書)	
					公表方法(予定)	公表時期(予定)	公表方法(予定)	公表時期(予定)	公表方法(予定)	公表時期(予定)
情報公開	インターネット	法人HP	法人HP	法人HP	法人HP	6月まで	法人HP	6月まで	法人HP	6月まで
	広報誌									
	新聞									

		平成 年度	費用(千円)	平成 年度	費用(千円)	平成 年度	費用(千円)	平成 年度	費用(千円)	平成 年度	費用(千円)
外部監査	公認会計士										
	監査法人										
	税理士										
	その他										
	指摘事項										

第三者評価	受審施設・事業所名	平成 26 年度	費用(千円)	平成 年度	費用(千円)	平成 年度	費用(千円)
	岐南さくら保育園	○	120				

平成 27 年3月31日現在

準拠している会計基準	社会福祉法人新会計基準	社会福祉法人旧会計基準	経理規程準則	指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針	訪問看護会計・経理準則	介護老人保健施設会計・経理準則	授産会計基準	就労会計基準	病院会計準則	企業会計基準	その他
	○										

平成 26 年度の法人の経営状況（総括表）

1．法人単位の資金収支の状況

項目	金額（千円）
（1）事業活動資金収支差額	54,074
①事業活動収入	268,252
・介護報酬等の公費（※）	264,291
・利用者負担金（※）	
・その他収入	3,960
②事業活動支出	214,177
・人件費支出	184,615
・事業費支出	15,728
・利用者負担軽減額	
・その他支出	3,557
（2）施設整備等資金収支差額	▲ 24,405
①施設整備等収入	31,711
・施設整備補助金等の公費	31,711
・その他収入	
②施設整備等支出	56,116
（3）その他の活動資金収支差額	▲ 40,037
①その他の活動収入	14
②その他の活動支出	40,052
当期末資金収支差額	▲ 10,368
前期末支払資金残高	56,880
当期末支払資金残高	46,512

（※）医療事業収入分を除く。（社会福祉法人新会計基準の勘定科目上、算出できないため。）

（※）端数処理の関係で合計が一致しないこともあり得る。

2．法人単位の事業活動の状況

項目	金額（千円）
（1）サービス活動増減差額	41,440
①サービス活動収益	264,291
②サービス活動費用	222,850
減価償却費	24,351
国庫補助金等特別積立金取崩額	▲ 18,821
その他サービス活動費用	217,319
（2）サービス活動外増減差額	99
①サービス活動外収益	3,960
②サービス活動外費用	3,861
（3）特別増減差額	0
①特別収益	31,711
②特別費用	31,711
当期活動増減差額	41,539
前期繰越活動増減差額	115,538
当期末繰越活動増減差額	157,078
基本金取崩額	0
その他の積立金取崩額	0
その他の積立金積立額	38,500
次期繰越活動増減差額	118,578

（※）端数処理の関係で合計が一致しないこともあり得る。

3．法人単位の資産等の状況

項目	金額（千円）
（1）資産の部	824,140
①流動資産	101,155
②固定資産	722,985
（2）負債の部	61,741
①流動負債	60,679
②固定負債	1,062
（3）純資産の部	762,399
減価償却累計額	74,415

（※）端数処理の関係で合計が一致しないこともあり得る。

4．積立金の状況

貸借対照表上の積立金の勘定科目	積立目的	本年度末時点の積立金額（千円）	積立計画の有無	積立目標額（千円）	施設整備の場合		
					整備事由	整備時期	整備対象施設名
人件費積立金	施設規模の変更に伴う人件費	23,000					
修繕積立金	建物及び付属設備又は機械器具等備品の修繕	22,000					
備品等購入積立金	業務省力化機器の整備	3,000					
施設整備積立金	施設の新築・増築	172,500	○	300,000	新築	平成27年度	仮称　岐南さくら発達支援センター

５．関連当事者との取引の内容

種類	法人等の名称	住所	資産総額（千円）	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員等の兼務等	事業上の関係				

６．地域の福祉ニーズへの対応状況

事業概要	実施の有無	事業開始年度	本年度支出額（千円）
1　介護保険、障害福祉サービス等における低所得者の利用者負担減免			
2　地域の単身高齢者等を対象とした見守り・配食サービス等の実施			
3　地域の単身高齢者等を対象とした各種相談事業の実施			
4　災害時における各種支援活動の実施			
5　貧困・生活困窮者等を対象とした住宅の斡旋、食事提供等の生活支援の実施			
6　他法人との連携による人材育成事業			
7　その他　（　　）			

（注）「本年度支出額」については、当該事業に対する費用として、明確に算定出来る場合に限り記載しており、明確に算定出来ない場合は「－」を記載している。

社会福祉法人豊誠会　平成26年度事業報告

岐南さくら保育園

【平成 26 年度　在園児数】（各月　月初め在籍数）（人）

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月	計
0歳児	2	5	8	11	11	12	18	18	20	23	24	25	177
1歳児	33	37	39	43	42	44	43	43	45	45	45	45	504
2歳児	51	53	52	53	53	49	49	50	49	49	50	49	607
計	86	95	99	107	106	105	110	111	114	117	119	119	1288

【平成 26 年度　延長保育利用人数】（18時00以降）

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月	計
延べ人数	100	124	172	139	138	201	236	190	201	190	188	191	2070
内月契約人数	5	7	7	7	6	9	11	9	10	9	9	9	98

【平成 26 年度　一時保育利用人数】（半日利用は0.5人換算）

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月	計
人数	57	58	60.5	47	58	67	82	82	70	67	73.5	81.5	804

【平成 26 年度　子育て支援ルーム利用人数・開設日数】

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月	計
人数	219	240	246	352	268	264	310	268	189	176	203	222	2957
日数	21	20	21	22	21	20	22	18	20	19	19	22	245

【平成 26 年度　岐南さくら保育園　病児病後児保育利用人数】

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月	計
町内	9	16	24	24	9	6	23	6	4	4	8	8	141
町外	4	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	7

【岐南さくら保育園主な行事】

H26/4/1	保育始め	6/4	内科検診
4/2	リーダー会	6/7	職員研修
4/3	職員研修会	6/11	歯科検診
4/8～15	個人懇談	6/13	保育参観・給食試食会　あひる①
4/30	新園舎内覧会	6/14	保育大会（池田町）
5/20	保育参観　ひよこ①	6/20	保育参観・給食試食会　あひる②
5/22	保育参観　ひよこ②	6/27	保育参観　たまご

7/1	水遊び開始	11/26	職員健康診断
7/3	3 歳未満児研修（講師）	11/28	第三者評価
7/7	七夕会　プール開き	12/3	手作り玩具報告会
7/9	3 歳未満時研修（講師）	12/4	防犯訓練
7/11	ファミリーサポート研修（講師）	12/22	クリスマスコンサート
7/12	羽島ブロック研修	1/28	公開保育（清水保育士）
7/28	防犯訓練	2/3	豆まき
8/14	研修会	2/4	園内研修
8/22	地域ふれあい夏祭り	2/6	防犯訓練
9/1	緊急時一斉メールテスト配信	2/10	生命保険協会助成金表彰式
9/2	給食施設立ち入り検査	2/17	保育参観（あひる組 1 歳児のみ）
9/4	防犯訓練　　AED 講習	2/19	新任保育所長研修
9/17	法人・施設監査	2/20	保育参観　ひよこ①
10/2	給食研修	2/24	保育参観　ひよこ②
10/3	運動会総練習①	2/26	保育参観　たまご
10/9	学習会（光陽福祉会）	3/3	ひな祭り会
10/10	運動会総練習②	3/4	新入園児健康診断・説明会
10/15	運動会総練習③	3/5	大きくなったね会総練習
10/18	ふれあい運動会	3/9	消防訓練
10/19	岐南フェスタ	3/11	大きくなったね会総練習
11/5	内科検診　ﾌｧﾐﾘｰｻﾎﾟｰﾄ研修（講師）	3/14	大きくなったね会
11/12	歯科検診	3/25・26	新人職員研修
11/26	職員健康診断	3/26	エクセレント企業認定式
11/28	第三者評価		

【発育測定】

4/14	5/9	6/10	7/10	8/6	9/10
10/10	11/10	12/10	1/9	2/9	3/10

【誕生会（岐南さくら保育園・子育て支援ルーム合同）】

4/16	5/15	6/14	7/15	8/8	9/12
10/15	11/14	12/15	1/16	2/13	3/16

【リトミック】

ひよこ	5/27	6/24	7/23	8/5	9/29	10/28	11/18	12/16	1/27	2/25	3/10
あひる	5/13	6/10	7/8	8/19	9/9	10/7	11/11	12/9	1/13	2/10	3/24

【体育指導】

5/15	6/19	7/17	9/18	10/16	11/20	12/18	1/15	2/19	3/19

【交通安全指導】

4/21	5/19	6/23	7/21	8/21	9/22
10/21	11/21	12/19	1/21	2/20	3/20

【避難訓練】

4/25	5/26	6/25	7/25	8/25	9/25
10/27	11/25	12/22	1/26	2/25	3/25

【職員会議】

4/16	5/8	6/9	7/8	8/5	9/8
10/8	11/10	12/9	1/8	2/5	3/4

【月案会】

4/24	5/26	6/25	7/23	8/26	9/24
10/24	11/26	12/25	1/23	2/23	3/23

【給食会議】

4/18	5/14	6/12	7/16	8/19	9/12
10/14	11/13	12/17	1/14	2/18	3/18

【地域子育て支援事業（リフレッシュママサロン）主な行事】

H26/5/28	人材チャレンジ再就職相談会	11/18	みんなであそぼう
6/27	子育て支援講座（河田先生）	11/20	体育教室（松岡先生）
7月8月	毎週火曜日・木曜日プール開放	12/12	赤ちゃんあつまれ
7/7	親子あそび（七夕）	12/22	ｸﾘｽﾏｽ会　ｵｶﾘﾅｸﾘｽﾏｽｺﾝｻｰﾄ
8/26	赤ちゃんあつまれ	1/22	親子あそび（製作犬のおもちゃ）
9/16	親子あそび（音楽あそび）	1/30	子育て支援講座（河田先生）
10/15	ちびっこランチ	2/3	節分ごっこ
10/29	みんなであそぼう（園児と交流・散歩）	2/18	親子で楽しむ音楽遊び（音楽療法）
11/11	ママサロン運動会	3/17	赤ちゃんあつまれ
11/14	ちびっこランチ	3/23	のびのび測定会

岐南さくら南保育園

【平成 26 年度　在園児数】（各月　月初め在籍数）（人）

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月	計
3歳児	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	768
4歳児	71	70	70	71	71	70	70	71	71	70	70	70	845
5歳児	51	51	52	52	52	52	52	52	52	53	53	52	624
計	186	185	186	187	187	186	186	187	187	187	187	186	2237

【平成 26 年度　延長保育利用人数】（18時00以降）

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月	計
述べ人数	129	126	175	181	154	190	156	145	156	142	146	187	1887
内月契約人数	7	7	9	9	9	9	9	9	10	9	9	8	104

【岐南さくら南保育園主な行事】

4/4	入園式・進級式	7/4	未就園児　お招き保育
4/16	お茶会	7/7	七夕会
4/16	ウオークラリー	7/19	なつまつり
4/17	ゴゴスマ「ヤンキー体操」収録	8/26～8/28	プール参観
4/21	弘法様	9/12	年中　祖父母触れ合い交流
4/30	年長　保育参観	9/19	運動会写真撮影
5/8～5/13	年少　個人懇談	9/25	運動会総練習
5/14	ぴーちくネット	10/4	運動会
5/15～5/20	年中　個人懇談	10/15	年中・年少　遠足
5/21～5/26	年長　個人懇談	10/16	年少　祖父母触れ合い交流
5/28	年中　保育参観	10/17	年長　遠足
5/30	遠足	10/19	年長　岐南フェスタ出演
6/4	歯科検診	11/5	歯科検診
6/5	年少　保育参観	11/7	保育力向上講座【公開保育】
6/11	内科検診	11/12	内科検診
6/12	年長　祖父母交流会	11/14	七五三
6/19	保護者会　バザー	12/5	保護者会『焼き芋会』
6/20	サワダディサービス訪問	12/10	発表会総練習
6/26	人権啓発運動	12/12	発表会前撮り
7/1	プール開き	12/19	発表会

12/24	未就園児　半日入園	2/6	年中　保育参観
12/25	クリスマス会	2/18	ぴーちくネット
1/8	鏡餅開き	2/19	年少　ほいく参観
1/9	保護者会『マジックショー』	2/25	新入園児『健康診断』
1/19	サワダディサービス訪問	3/3	ひなまつり会
1/26	ゴゴスマ「ボイメン体操」収録	3/13	おわかれ散歩
1/27	玉性院鬼見学（年長）	3/18	お別れ会
1/30	年長　保育参観	3/22	卒園式
2/3	節分	3/22	お祝い給食会・コンサート

【誕生会】

4/14	5/15	6/13	7/14	8/17	9/14
10/14	11/15	12/15	1/15	2/16	3/3

【体育指導】

4/17. 24	5/1. 8. 23. 29	6/5. 12	7/3. 10. 24. 31	8/7	9/4. 11. 25
10/2. 9. 30	11/6. 14. 27	12/2. 11.	1/8. 22. 29	2/5. 12. 26	3/5. 12

【英語教室】

4/8. 15. 22	5/13. 20. 27	6/3. 10. 17. 24	7/1. 8. 15. 18		9/2. 9. 17.
10/7. 28	11/4. 11. 18. 25	12/2. 9.	1/13. 20. 27. 30	2/3. 10. 17. 24	3/3.

【交通安全指導】

4/21	5/21	6/20	7/22	8/18	9/22

【避難訓練】

4/25	5/26	6/25	7/25	8/25	9/1. 26

【防犯訓練】

5/26	8/25	12/21

【発育測定】

4/10	5/12	6/10	7/10	8/8	9/10

【職員会】

4/3. 4/11	5/1	6/12	7/24	8/5. 8/28	9/24. 9/30
10/14	11/10	12/16	1/30	2/10	3/9

【月案会議】

4/1	4/28	5/29	6/26	7/25	8/25	9/26	10/24	11/24	12/24	1/24	2/25

【給食会議】

4/14	5/8	6/5	7/4	8/5	9/5	10/8	11/5	12/2	1/14	2/4	3/5

通園療育ルーム

【平成26年度通園療育ﾙｰﾑ在籍人数・開設日数】

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月	計
人数	23	23	23	25	26	28	29	29	33	34	33	37	343
日数	15	19	21	22	16	18	22	18	19	17	19	19	225

【通園療育ﾙｰﾑ主な行事】

5/13 ～ 5/16	散歩
6/23 ～ 6/27	サーキット
7/22 ～ 7/25	魚釣り
9/9 ～ 9/10	運動会ごっこ
10/7 ～ 10/10	絵の具遊び
11/4 ～ 11/7	散歩
12/2 ～ 12/5	楽器遊び
2/2 ～ 2/6	羽根つき作り

【その他活動】

4/28 4/30	療育ルーム親相談（卒園児）	
5/9	朗育ルーム親相談（通級児）	
5/16	研修会（河田道敏先生講義）	療育ルーム勉強会
8/4	研修会（大澤一将先生講義）	子どもの構音検査・絵画語彙発達検査の振り返り 子どもの発達検査についての座談会
9/29	研修会（大澤一将先生講義）	子どもの発達検査・発達検査の取り方についての講習会
10/9	発達支援事業学習会	光陽福祉会（菊池利哉氏）
10/29	研修会（大澤一将先生講義）	子どもの発達についての相談会

【岐南町発達支援事業への取組み】

こあら教室(2歳児)	4/17	5/20	6/17	7/15	8/21	9/16	10/14	11/20	12/25	1/20	2/17	3/17
ぞう教室（1歳児）										1/27	2/19	3/10
2歳児健診		5/27	6/19	7/3	8/19	9/24	10/21	11/6	12/9	1/13	2/3	3/3

学童保育

【平成26年度通常時学童保育在籍人数】

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月	計
北	47	45	42	39	39	38	37	38	36	32	31	29	453
西	47	48	45	44	42	42	43	42	41	40	40	40	514
東	60	64	62	55	51	50	42	44	44	43	44	44	603

【平成26年度長期休暇時学童保育在籍人数】

	春休み (26年4月)	夏休み7月	夏休み8月	秋休み	冬休み	春休み (27年3月)	計
北	26	43	46	14	8	16	153
西	50	64	64	26	16	41	261
東	61	78	77	30	21	47	314

【平成26年度通常時学童保育開設日数】

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月	計
北	17	20	21	14	5	20	19	18	19	18	19	19	209
西	17	20	21	14	5	20	19	18	19	18	19	19	209
東	17	20	21	14	5	20	19	18	19	18	19	19	209

【平成26年度長期休暇時学童保育開設日数】

	春休み (26年4月)	夏休み7月	夏休み8月	秋休み	冬休み	春休み (27年3月)	計
北	4	8	13	2	1	3	31
西	4	8	13	2	1	3	31
東	4	8	13	2	1	3	31

【平成26年度学童保育土曜日利用人数・開設日数】

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月	計
人数	42	39	23	29	25	20	18	26	17	14	16	7	276
日数	4	4	4	4	5	3	4	5	4	4	4	3	48

【学童保育主な行事】

4/3	代表指導員研修会 （学童保育入室説明会について）	11/5	食物アレルギー研修（3 人）
6/30	指導員研修 （発達障がい児童の保育について）	11/25	放課後子どもプラン　初任者研修会（5 人）
7/15	代表指導員会議 （長期休業学童保育について）	12/22	クリスマス会（各学童）
7/18	指導員会議（全学童）	1/29	代表指導員研修会（新年度申請について）
8/22	お楽しみ会（各学童）	3/26	進級お祝い会（各学童）
10/1	代表指導員会議 （長期休業学童保育について）	3/27	指導員研修会（H26 年度反省）

法人名　　社会福祉法人 豊誠会

財　産　目　録

平成27年 3月31日 現在

(単位：円)

資　産　・　負　債　の　内　訳		金　額
Ⅰ 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金	岐阜信用金庫 岐南支店 他	27,552,165
事業未収金	療育ﾙｰﾑ委託料 他	41,892,712
未収補助金	空調改修工事補助金 他	31,711,000
流動資産合計		101,155,877
2. 固定資産		
(1) 基本財産		
建物	羽島郡岐南町みやまち四丁目96番地 他	523,638,196
減価償却累計額　△		58,448,306
基本財産合計		465,189,890
(2) その他の固定資産		
構築物	ﾌｪﾝｽ、人工芝、駐車場整備、遊具 他	22,449,509
車輌運搬具	ﾄﾖﾀ ﾗｸﾃｨｽ	1,508,200
器具及び備品	ｽﾃﾝﾚｽﾌｰﾄﾞ、IHﾋｰﾀｰ、冷蔵庫 他	24,735,442
減価償却累計額　△		15,967,234
ソフトウェア	会計ｿﾌﾄ、一斉ﾒｰﾙｼｽﾃﾑ	150,000
退職給付引当資産	岐阜県民間社会福祉事業従事者共済会	4,398,660
人件費積立資産	岐阜信用金庫 岐南支店	23,000,000
修繕積立資産	岐阜信用金庫 岐南支店	22,000,000
備品等購入積立資産	岐阜信用金庫 岐南支店	3,000,000
施設整備積立資産	ぎふ農協 岐南支店 他	172,500,000
差入保証金	八剣神社保証金	10,000
その他の固定資産	ﾘｻｲｸﾙ預託金	10,580
その他の固定資産合計		257,795,157
固定資産合計		722,985,047
資産合計		824,140,924
Ⅱ 負債の部		
1. 流動負債		
事業未払金	社会保険料、検診報酬 他	3,199,988
その他の未払金	空調、ﾌﾟｰﾙ改修工事代金 他	49,331,640
預り金	源泉所得税	2,042
職員預り金	社会保険料、源泉所得税 他	2,110,080
賞与引当金		6,035,715
流動負債合計		60,679,465
2. 固定負債		
退職給付引当金		1,062,363
固定負債合計		1,062,363
負債合計		61,741,828
差引純資産		762,399,096

法人名　社会福祉法人 豊誠会

資金収支計算書

（自）平成26年 4月 1日（至）平成27年 3月31日　　第１号の１様式

（単位：円）

勘定科目			予算	決算	差異
事業活動による収支	収入	保育事業収入	267,725,000	264,291,631	3,433,369
		受取利息配当金収入	394,000	393,272	728
		その他の収入	3,588,000	3,567,160	20,840
		事業活動収入計(1)	271,707,000	268,252,063	3,454,937
	支出	人件費支出	185,293,000	184,615,065	677,935
		事業費支出	16,307,000	15,728,667	578,333
		事務費支出	11,037,000	10,276,636	760,364
		その他の支出	3,568,000	3,557,160	10,840
		事業活動支出計(2)	216,205,000	214,177,528	2,027,472
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		55,502,000	54,074,535	1,427,465
施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入	34,929,000	31,711,000	3,218,000
		施設整備等収入計(4)	34,929,000	31,711,000	3,218,000
	支出	固定資産取得支出	56,324,000	56,116,035	207,965
		施設整備等支出計(5)	56,324,000	56,116,035	207,965
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		-21,395,000	-24,405,035	3,010,035
その他の活動による収支	収入	積立資産取崩収入	115,000	14,040	100,960
		その他の活動収入計(7)	115,000	14,040	100,960
	支出	積立資産支出	40,060,000	40,052,020	7,980
		その他の活動支出計(8)	40,060,000	40,052,020	7,980
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		-39,945,000	-40,037,980	92,980
予備費支出(10)			2,562,000 -1,200,000	—	1,362,000
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)			-7,200,000	-10,368,480	3,168,480

前期末支払資金残高(12)	56,879,000	56,880,607	-1,607
当期末支払資金残高(11)+(12)	49,679,000	46,512,127	3,166,873

（注）予備費支出 1,2000,000円は、事業費支出に充当使用した額である。

法人名　社会福祉法人 豊誠会

事業活動計算書

（自）平成26年 4月 1日（至）平成27年 3月31日

第２号の１様式

（単位：円）

勘定科目			当年度決算	前年度決算	増減
サービス活動増減の部	収益	保育事業収益	264,291,631	0	264,291,631
		サービス活動収益計(1)	264,291,631	0	264,291,631
	費用	人件費	191,315,649	0	191,315,649
		事業費	15,728,667	0	15,728,667
		事務費	10,276,636	0	10,276,636
		減価償却費	24,351,765	0	24,351,765
		国庫補助金等特別積立金取崩額	-18,821,751	0	-18,821,751
		サービス活動費用計(2)	222,850,966	0	222,850,966
	サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)		41,440,665	0	41,440,665
サービス活動外増減の部	収益	受取利息配当金収益	393,272	0	393,272
		その他のサービス活動外収益	3,567,160	0	3,567,160
		サービス活動外収益計(4)	3,960,432	0	3,960,432
	費用	その他のサービス活動外費用	3,861,120	0	3,861,120
		サービス活動外費用計(5)	3,861,120	0	3,861,120
	サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)		99,312	0	99,312
経常増減差額(7)=(3)+(6)			41,539,977	0	41,539,977
特別増減の部	収益	施設整備等補助金収益	31,711,000	0	31,711,000
		特別収益計(8)	31,711,000	0	31,711,000
	費用	固定資産売却損・処分損	1	0	1
		国庫補助金等特別積立金取崩額(除)	-1	0	-1
		国庫補助金等特別積立金積立額	31,711,000	0	31,711,000
		その他の特別損失	31	0	31
		特別費用計(9)	31,711,031	0	31,711,031
	特別増減差額(10)=(8)-(9)		-31	0	-31
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)			41,539,946	0	41,539,946
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)		115,538,269	0	115,538,269
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)		157,078,215	0	157,078,215
	基本金取崩額(14)		0	0	0
	その他の積立金取崩額(15)		0	0	0
	その他の積立金積立額(16)		38,500,000	0	38,500,000
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)		118,578,215	0	118,578,215

法人名　社会福祉法人 豊誠会

貸借対照表

平成27年 3月31日現在

第３号の１様式

(単位：円)

資産の部	当年度末	前年度末	増減
流動資産	101,155,877	0	101,155,877
現金預金	27,552,165	0	27,552,165
事業未収金	41,892,712	0	41,892,712
未収補助金	31,711,000	0	31,711,000
固定資産	722,985,047	0	722,985,047
基本財産	465,189,890	0	465,189,890
建物	523,638,196	0	523,638,196
減価償却累計額 △	58,448,306	0	58,448,306
その他の固定資産	257,795,157	0	257,795,157
構築物	22,449,509	0	22,449,509
車輌運搬具	1,508,200	0	1,508,200
器具及び備品	24,735,442	0	24,735,442
減価償却累計額 △	15,967,234	0	15,967,234
ソフトウェア	150,000	0	150,000
退職給付引当資産	4,398,660	0	4,398,660
人件費積立資産	23,000,000	0	23,000,000
修繕積立資産	22,000,000	0	22,000,000
備品等購入積立資産	3,000,000	0	3,000,000
施設整備積立資産	172,500,000	0	172,500,000
差入保証金	10,000	0	10,000
その他の固定資産	10,580	0	10,580
資産の部合計	824,140,924	0	824,140,924

負債の部	当年度末	前年度末	増減
流動負債	60,679,465	0	60,679,465
事業未払金	3,199,988	0	3,199,988
その他の未払金	49,331,640	0	49,331,640
預り金	2,042	0	2,042
職員預り金	2,110,080	0	2,110,080
賞与引当金	6,035,715	0	6,035,715
固定負債	1,062,363	0	1,062,363
退職給付引当金	1,062,363	0	1,062,363
負債の部合計	61,741,828	0	61,741,828

純資産の部			
基本金	14,000,000	0	14,000,000
基本金	14,000,000	0	14,000,000
国庫補助金等特別積立金	409,320,881	0	409,320,881
国庫補助金等特別積立金	409,320,881	0	409,320,881
その他の積立金	220,500,000	0	220,500,000
人件費積立金	23,000,000	0	23,000,000
修繕積立金	22,000,000	0	22,000,000
備品等購入積立金	3,000,000	0	3,000,000
施設整備等積立金	172,500,000	0	172,500,000
次期繰越活動増減差額	118,578,215	0	118,578,215
次期繰越活動増減差額	118,578,215	0	118,578,215
（うち当期活動増減差額）	41,539,946	0	41,539,946
純資産の部合計	762,399,096	0	762,399,096
負債及び純資産の部合計	824,140,924	0	824,140,924

社会福祉法人　豊誠会　平成 27 年度　事業計画

平成 27 年度は、児童発達支援事業（平成 28 年開設）に向け実施設計及び本体工事を行います。各事業を担っていく人材を確保するために、法人が求める人材像や専門性を明らかにし、それぞれの種別に即した研修を実施することで、人材育成の方針を確立し採用から育成までを一貫とした取り組みを行います。

また、外部評価を積極的に取り入れ、保育運営の改善を実施し、地域に根差した法人運営が行えるよう取り組みます。

職員の処遇については、誕生日休暇やノー残業デーを設置することにより、個人の時間を有効活用しリフレッシュまたは自己研鑽に費やすことで、ライフワークバランスに即した勤務形態の確立及び、より良い保育内容の充実を図れるよう改善を実施します。

［平成 27 年度実施事業］

《第 2 種社会福祉事業》

〇岐南さくら保育園

・一時預かり保育

・地域子育て支援事業（リフレッシュママサロン）

・病児、病後児保育

〇岐南さくら南保育園

〇放課後児童健全育成事業（岐南町委託事業）

《公益事業》

〇岐南町通園療育ルーム（岐南町委託事業）

岐南さくら保育園

保育理念

未満児（0.1.2 歳児）を対象とした児童福祉施設として、一人ひとり思いを受け止め「愛情いっぱいの保育」を行い、健全な心身の発達を図り、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を保障し、丁寧に関わることで自己肯定感を育みます。

保育方針

〇一人ひとりの子どもが心身共に健康で、情緒の安定した生活が出来るよう愛情いっぱいの保育を行います。

〇家庭や地域社会との連携を図り、地域に愛され、地域に根ざした保育を行います。

〇保護者とよりよい関係を築きながら、子どもの育ちや子育てを支え、安心・安全な保育を行います。

〇子どもの視点に立って自らの人間性と専門性の向上に努め、保育の質の向上を図る保育を行います。

保育目標

〇健康で生き生きとした子
〇色々なことに感動する子
〇自分の事は自分でしようとする子
〇友達と一緒に楽しく遊ぶ子

食育目標

〇食にかかわる体験を積み重ね、「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培う。
〇友達と食事を楽しむ。
〇感謝の気持ちをもって味わう。

給食

〇「地産地消」食材を使い、季節感や行事食をふんだんに取り入れた手作り給食を提供します。
〇発達に応じた乳児食やアレルギー食にも対応しています。

定員

130 名（0 歳児 20 名　1 歳児・2 歳児 110 名）

職員

統括官・施設長・主任保育士・保育士リーダー・保育士・看護師・栄養士・調理員

保育事業

通常保育・延長保育・一時保育・病児病後児保育・リフレッシュママサロン
音楽指導・造形指導・体育指導

病児病後児保育

子どもの病気により、保護者が仕事を休まなければならない状況になった際、「子どもに付いて、何日も仕事を休むのは難しい」という声を聞き、保護者の不安を少しでも和らげ、安心して働くことが出来る環境をつくっていくために、病児・病後児保育事業を行います。

〇 対　象　　：乳幼児及び小学校低学年までの児童
〇 配置専門職　：医師・看護師・保育士・栄養士が連携して実施
〇 園医　　：岡山クリニック（岐南町徳田）
〇 定員　　：3 人
〇 開設日時　　：月曜日～金曜日

岐南さくら南保育園

保育理念

一人ひとりの子どもに、「愛情いっぱいの保育」を通して、健全な心身の発達と子どもの最善の利益を守り、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を保障します。また、“目を輝かせ生き生きと遊ぶ姿”を大切に発達過程に合わせ、総合的に教育し、質の高い保育に努めます。

保育方針

〇安心安全で情緒の安定した生活が出来る環境作りをします。
〇『豊かな遊びの体験』が出来る環境作りと援助をし、幼児の発達を保障していきます。
〇一人ひとりの子どもと信頼関係を築き、人と関わる力を育てていきます。
〇保護者とよりよい協力関係を築きながら、子どもの育ちや子育てを支えていきます。
〇家庭や地域社会との交流を図り、地域に愛され、地域に根ざした保育を行います。
〇子どもの視点に立って考え、自らの人間性と専門性の向上に努めて保育の質を高めていきます。

保育目標

目を輝かせ、生き生きと遊ぶ体験活動を通して、“心と体”と“学びの芽”を育てます。
〇人とかかわる力
〇元気な体とやさしい心
〇生活する力

食育目標

〇食に関わる体験を積み重ね、「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培う。
〇友達と食事を楽しむ。
〇感謝の気持ちをもって味わう。

給食

〇「地産地消」の食材を使い、季節感や行事食をふんだんに取り入れた手作り給食を提供します。
〇アレルギー食にも対応します

定員

220 名（3 歳～小学校就学前）

職員

施設長・主任保育士・保育士リーダー・保育士・栄養士・調理員

保育事業

通常保育・延長保育・一時保育・子育て相談
音楽指導・造形指導・体育指導・英語指導・書道教室

園児の処遇

(1)園児数

岐南さくら保育園

年齢	園児数	備　考
0 歳	8 名	4 月当初人数
1 歳	26 名	4 月当初人数
2 歳	52 名	4 月当初人数
合計	86 名	

岐南さくら南保育園

年齢	園児数	備　考
3 歳	80 名	4 月当初人数
4 歳	63 名	4 月当初人数
5 歳	70 名	4 月当初人数
合計	213 名	

(2) 健康管理

子ども一人ひとりの発育発達の個人差を考慮しながら、健康な生活習慣を身に付け、豊かな成長が遂げられるよう積極的に次の点に取り組みます。

〇日常養護・健康増進・保健指導

〇病気の予防と早期発見

〇環境安全

(3) 衛生管理

〇手洗いの遵守をします。

〇衛生マニュアル点検表を作成し、保育室の環境整備をします。

〇給食室では、毎日衛生管理チェック表を作成し、項目にそって確認します。

〇調理人の細菌検査（毎月１・2 回）　調理室・乳児調乳室の殺菌・滅菌消毒、冷蔵庫消毒、調理済み食品の保存（２週間）を実施します。

(4) 安全管理

〇交通安全指導（毎月 20 日）

〇非常災害時の避難訓練（毎月 25 日）

・火災・地震・不審者を想定した訓練を実施

・消防署協力のもと総合訓練（通報訓練）を実施

〇施設安全管理点検表・安全配慮チェックリストを作成し安全管理を行います。

〇かみつき、ひっかき記録を作成し、防止に努めます。

(5) 年間保健行事

内科検診	年 2 回
歯科検診	年 2 回

(6) 主な行事予定

岐南さくら保育園　　【未就園児対象】

４月	新年度保育始め	
５月	保育参観（0・1 歳児）　防犯訓練	
６月	保育参観・給食試食会（2 歳児）　定期健康診断	
７月	プール開き（7 月～8 月）七夕会	
８月	地域ふれあい夏祭り	
９月	緊急時一斉メール配信テスト	
１０月	ふれあい運動会	
１１月	定期健康診断　職員健康診断	
１２月	クリスマス会	
２月	節分行事、保育参観（0・1 歳児）	
３月	ひな祭り会　大きくなったね会（保育証書授与式）消防訓練	新入園児健康診断

月例行事　誕生会、発育測定、避難訓練、交通安全指導、体育指導、
リトミック、食育指導、職員会議、給食会議、月案会議、

岐南さくら南保育園　　【未就園児対象】

４月	入園式	
５月	保育参観（年長）　懇談（年少）	お招き保育
６月	保育参観（年少・中）　定期健康診断　ふれあい交流（長）	
７月	プール開き（7 月～8 月）七夕会　夏祭り　懇談（年中・長）	プール解放
８月	プール参観	プール解放
９月	園児引き渡し訓練　ふれあい交流（中）	
１０月	運動会、バス遠足、ハロウィン　ふれあい交流（少）	
１１月	保育・給食参観、定期健康診断	
１２月	クリスマス発表会、お楽しみ会	半日入園
1 月	鬼見学　保育参観（年長）	
２月	節分行事、保育参観（年少・中）	新入園児健康診断
３月	ひな祭り会、消防訓練、卒園式	

月例行事　誕生会、身体測定、避難訓練、交通安全指導、体育指導、音楽指導、
食育指導、職員会議、給食会議、月案会議

地域子育て支援事業（リフレッシュママサロン）

４月	子育て支援講座	親子あそび	ちびっこランチ	
５月			おやつ試食会	
６月	子育て支援講座		ちびっこランチ	
７月	赤ちゃん集まれ	親子あそび		
８月	子育て支援講座			
９月	お招き保育	親子あそび		
１０月	子育て支援講座	親子あそび	ちびっこランチ	
１１月	赤ちゃん集まれ	親子あそび	ちびっこランチ	運動会
１２月	子育て支援講座			クリスマス会
1 月	お招き保育	親子あそび		体育教室
２月	子育て支援講座			豆まきごっこ　音楽療法
３月	赤ちゃん集まれ			

月例行事　誕生会

放課後児童健全育成事業（岐南町学童保育）

事業の目的

放課後児童健全育成事業（学童保育）は、児童福祉法に基づく事業として、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、授業終了後や夏休みなどの学校の休業日に、家庭に代わる生活の場として適切な遊びや指導を行うことで児童の健全育成・安全確保を図り、子育て家庭の保護者が安心して働ける環境作りを進めていきます。

事業の機能・役割

〇家庭状況をふまえながら保護者の子育てを支援すること、子どもの発達の特性を踏まえて、その発達を個々の子どもの実際に即して援助していきます。
〇子どもの健康管理、安全確保、情緒の安定を図ります。
〇遊びの活動への意欲と態度の形成を図ります。
〇遊びを通じての自主性、社会性、創造性を培います。
〇子どもの遊びの活動状況の把握と家庭への連絡を行います。
〇家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援をします。
〇その他放課後における子どもの健全育成上必要な活動を行います。

児童数

北校区

学年	児童数	備　考
1年	17名	4月当初人数
2年	13名	4月当初人数
3年	8名	4月当初人数
4年	4名	4月当初人数
合計	42名	

西校区

学年	児童数	備　考
1年	21名	4月当初人数
2年	18名	4月当初人数
3年	13名	4月当初人数
4年	6名	4月当初人数
合計	58名	

東校区

学年	児童数	備　考
1年	25名	4月当初人数
2年	23名	4月当初人数
3年	11名	4月当初人数
4年	5名	4月当初人数
5年	3名	4月当初人数
合計	67名	

岐南町通園療育ルーム

気になる行動や発達に心配がある小学校就学前の児童を対象として、保育園・保健師・医療機関等と連携をとりながら、一人ひとりの健やかな成長・発達を願い、共に歩んでいくことをめざしています。

運営内容

〇言葉の遅れや情緒に障がいのある、または疑いのある児童を対象とし、その程度に応じた個別指導・集団指導を行う。
〇専門職員（保育士、保健師、言語聴覚士、児童福祉司）と、医療機関の援助を通じて社会性・集団生活に適応できるようにする。
〇保育所、小学校への移行児とその親、及びその担当者への関わり援助指導を行う。
〇親の学習会を通じて家庭支援を行う。
〇療育に関する様々な相談に応じ、必要な指導と関係機関との調整を行う。

発達支援相談事業

概要

児童の発達面で、保護者が心配に思うこと等、専門の指導相談員である河田道敏先生が相談に応じます。

河田道敏先生の略歴　・筑波大学大学院 教育研究科 修士課程修了
・国立療養所長良病院、岐阜市内の小学校、養護学校にて、言語クリニック、ことばの教室、養護学級担任を歴任。現在、社会福祉法人あしたの会自然の家 施設長。

実施場所：岐南さくら保育園、岐南さくら南保育園

相談日：要予約制
※個人情報は秘密厳守で実施。必要に応じて検査を行いますが、当事者の承諾を得て実施します。

支援内容：①集団保育になじめない　②発達に不安がある　③自分の子どもにどう接したら良いか？
④就学への不安がある　⑤研修期間はどこへ行くと良いか？

職員の処遇

職員構成（入職予定者含む）

	統括官	施設長	ﾘｰﾀﾞｰ	保育士		栄養士	看護師		調理員	学童指導員	言語聴覚士	事務員
				正職	非常勤		正職	非常勤	非常勤	非常勤		
岐南さくら保育園	1	1	1	10	21	2	1	1	1			2
岐南さくら南保育園	(1)	1	2	7	9	2			1			(2)
岐南町通園療育ルーム	(1)		1		4						1	(2)
岐南町学童保育	(1)		1							19		(2)

健康管理

健康診断	年 1 回
細菌検査	年 16 回

退職・福利厚生

〇福祉医療機構退職共済制度加入

〇岐阜県社会福祉協議会従事者共済会加入

管　理

会計事務

〇公認会計士　　坪井敦事務所

設備関係

〇固定遊具の設備点検

〇電機設備点検　　中部電機保安協会

災害対策

〇防災設備の点検（年２回）アンシンク

社 会 福 祉 法 人 豊 誠 会 定 款

第１章　総則

（目的）

第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

第２種社会福祉事業

（１）保育所の経営

（２）一時預かり事業の経営

（３）地域子育て支援拠点事業の経営

（４）放課後児童健全育成事業の経営

（名称）

第２条　この法人は、社会福祉法人豊誠会という。

（経営の原則）

第３条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

（事務所の所在地）

第４条　この法人の事務所を岐阜県羽島郡岐南町みやまち四丁目９６番地に置く。

第２章　役員及び職員

（役員の定数）

第５条　この法人には、次の役員を置く。

（１）理事　７名

（２）監事　２名

２　理事のうち１名は、理事の互選により、理事長となり、理事長は理事のうち１名を副理事長に指名する。

３　理事長は、この法人を代表する。

４　副理事長は、理事長を補佐し、理事長の命を受けてこの法人の業務を処理統括する。
５　役員の選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうちに１名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

（役員の任期）
第６条　役員の任期は２年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　役員は再任されることができる。
３　理事長、副理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

（役員の選任等）
第７条　理事は、評議員会において選任し、理事長が委嘱する。
２　監事は、評議員会において選任する。
３　監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

（役員の報酬等）
第８条　役員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。
２　役員には費用を弁償することができる。
３　前２項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（理事会）
第９条　この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
２　理事会は、理事長がこれを招集する。
３　理事長は、理事総数の３分の１以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から１週間以内にこれを招集しなければならない。
４　理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
５　理事会は、理事総数の３分の２以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することはできない。
６　前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。

７　理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
８　理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
９　議長及び理事会において選任した理事２名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

（理事長の職務の代理）
第１０条　理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。
２　理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

（監事による監査）
第１１条　監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。
２　監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び岐阜県知事に報告するものとする。
３　監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

（職員）
第１２条　この法人に、職員若干名を置く。
２　この法人の設置経営する施設の長（以下 「施設長」 という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
３　施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第３章　評議員及び評議員会

（評議員会）
第１３条　評議員会は、１５名の評議員をもって組織する。
２　評議員会は、理事長が招集する。
３　理事長は、評議員総数の３分の１以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から２０日以内に、これを招集しなければならない。

４　評議員会に議長を置く。
５　議長は、その都度評議員の互選で定める。
６　評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
７　評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
８　評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
９　議長及び評議員会において選任した評議員２名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
１０　評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

（評議員会の権限）
第１４条　評議員会は、次に掲げる事項を審議する。
（１）予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
（２）予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
（３）定款の変更
（４）合併
（５）解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
（６）解散した場合における残余財産の帰属者の選定
（７）その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項
２　理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則としてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

（同前）
第１５条　評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員からの報告を徴することができる。

（評議員の資格等）
第１６条　評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。
２　評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が３名を超えて含まれてはならない。

（評議員の任期）

第１７条　評議員の任期は２年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　評議員は、再任されることができる。

第４章　資産及び会計

（資産の区分）

第１８条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び公益事業用財産の三種とする。

２　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

（１）　岐阜県羽島郡岐南町みやまち四丁目９６番地、９５番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根２階建岐南さくら保育園園舎　１棟（１階 573.57 ㎡、２階 404.64 ㎡）

（２）　岐阜県羽島郡岐南町みやまち四丁目９６番地、９５番地所在の鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき２階建岐南さくら保育園園舎　１棟（１階 126.00 ㎡、２階 126.00 ㎡）

（３）　岐阜県羽島郡岐南町徳田六丁目１５番地、１６番地、１７番地所在の鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき・陸屋根２階建岐南さくら南保育園園舎　１棟（１階 687.32 ㎡、２階 324.88 ㎡）

（４）　岐阜県羽島郡岐南町徳田六丁目１５番地、１６番地、１７番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建岐南さくら南保育園園舎　１棟（173.82 ㎡）

３　運用財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

４　公益事業用財産は、第２７条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

５　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第２項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第１９条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意を得て、岐阜県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、岐阜県知事の承認は必要としない。

一　独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二　独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）
第２０条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
３　前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

（特別会計）
第２１条　この法人は、特別会計を設けることができる。

（予算）
第２２条　この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の３分の２以上の同意を得なければならない。

（決算）
第２３条　この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後２月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。
２　前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
３　会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

（会計年度）
第２４条　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

（会計処理の基準）
第２５条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）
第２６条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をし

ようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意がなければならない。

第５章　公益を目的とする事業

（種別）

第２７条　この法人は、社会福祉法第２６条の規定により、利用者一人ひとりの健やかな成長・発達を助けることなどを目的として、次の事業を行う。

（１）通園療育ルーム事業の経営

２　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の３分の２以上の同意を得なければならない。

（剰余金が出た場合の処分）

第２８条　前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第６章　解散及び合併

（解散）

第２９条　この法人は、社会福祉法第４６条第１項第１号及び第３号から第６号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第３０条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の３分の２以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

（合併）

第３１条　合併しようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意を得て、岐阜県知事の認可を受けなければならない。

第７章　定款の変更

（定款の変更）

第３２条　この定款を変更しようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意を得て、岐阜県知事の認可（社会福祉法第４３条第１項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を岐阜県知事に届け出なければならない。

第８章　公告の方法その他

（公告の方法）

第３３条　この法人の公告は、社会福祉法人豊誠会の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。

（施行細則）

第３４条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長　　小関　誠
理　事　　野尻　擴
〃　　長井　昌子
〃　　鈴木　直和
〃　　松澤　みどり
〃　　篠田　俊夫
〃　　松本　郁子
監　事　　河合　武司
〃　　小木曽　久美子

附　則

この定款は、岐阜県知事の認可の日（平成２１年３月１９日）から施行する。

附　則

この定款は、岐阜県知事の認可の日（平成２１年６月２６日）から施行する。

附　則

この定款は、岐阜県知事の認可の日（平成２１年１０月３０日）から施行する。

附　則

この定款は、岐阜県知事の認可の日（平成２３年３月１７日）から施行する。

附　則

この定款は、岐阜県知事の認可の日（平成２３年４月１４日）から施行する。

附　則

　この定款は、岐阜県知事の認可の日（平成２４年１月２７日）から施行する。

附　則

　この定款は、岐阜県知事の認可の日（平成２４年１２月２７日）から施行する。

附　則

　この定款は、岐阜県知事の認可の日（平成２６年９月１２日）から施行する。

社会福祉法人豊誠会 役員等の報酬及び費用弁償規程

（目　的）

第１条　この規程は、社会福祉法人豊誠会（以下「法人」という。）の役員等に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定めるものとする。

（定　義）

第２条　この規程において「役員等」とは、理事、監事、評議員、及び第三者委員をいう。

（報酬の額）

第３条　役員等の報酬の額は次のとおりとする。

（１）理事会　　１日　　3,000 円

（２）監事監査　　１日　　3,000 円

（３）評議員会　　１日　　3,000 円

（４）第三者委員報告会（　日常的な状況把握と意見傾聴）

１日　　3,000 円

２　理事長及び理事を兼ねる評議員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に関わる報酬及び費用弁償を支払わないものとする。

３　特別な理由により上記により難い場合は、その都度理事長が決めた額とする。

（費用弁償の額）

第４条　役員等が理事会、評議員会、若しくは第三者委員報告会に出席し、又は監査を行った場合は、交通費として一回 1,000 円を支給する。ただし、５キロメートル未満の距離の場合は支給しない。

２　役員等が理事会、及び評議員会、第三者委員報告会に出席し、並びに監査を行った場合を除くほか、法人のために役務を提供し、又は研修若しくは会議に出席したときは、交通費を費用弁償として支給する。

３　前項の費用弁償の額として、一回 1,000 円を支給する。ただし、５キロメートル未満の距離の場合は支給しない。

４　特別な理由により上記により難い場合は、その都度理事長が決めた額とする。

（役員等の執務報酬）

第５条　役員等が理事会、評議員会及び監事監査以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、１日 3,000 円の報酬を支払う。

但し、第三者委員が利用者からの苦情解決を目的とした業務の場合は中立性の確保の観

点よりこれを支払わない。

（報酬等の支給方法）

第６条　役員等の報酬及び費用弁償の額は、すべて通貨で直接本人に、その全額を支払う。ただし、税金等法令で定められたものは控除することができる。

２　前項の規定にかかわらず、第５条の役員等の執務報酬は勤務実態に応じて毎月１５日締め２５日払いとすることが出来る。

（重複支給の禁止）

第７条　役員等で法人職員である者（以下「役員等兼務職員」という。）に対しては、第２条から前条までに規定する報酬及び費用弁償は支給しない。但し、役員等兼務職員の勤務を要しない日に役員等兼務職員が理事会に出席し、又は研修若しくは会議に出席した場合は、この限りでない。

附　則

１．この規程は、平成　２１年　３月１９日から施行する。

２．この規程は、平成　２１年１０月２０日から施行する。

３．この規程は、平成　２６年４月１日から施行する。